

事 務 連 絡
平成 1 6 年 5 月 2 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室

健康食品の販売促進を図るための誇大広告と認められる書籍を共同で出版した出版社及び健康食品販売業者に対する健康増進法に基づく行政指導について

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の適正化については、食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について(平成15年薬食発第0829008号厚生労働省医薬食品局長通知)及び食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について(平成15年食安基発第0829001号及び食安監発第0829007号厚生労働省医薬食品局基準審査課長及び監視安全課長通知)において協力をお願いしたところであります。

これら関係指針等においては、「特定の食品又は成分の健康保持増進効果等に関する書籍の形態をとっているが、その説明の付近に当該食品の販売業者の連絡先やホームページへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載しているもの」については、同法第32条の2に規定する「広告その他の表示」として取締りの対象となる旨を示しているところです。

さて、厚生労働省は、今般、「医者に行かずともガンが治った」等、ガン等の重篤疾病が食品を摂取することで自己治癒できるかのような誇大表示を行う書籍であって、その説明の付近に当該食品の販売業者の連絡先等を記載することで、読者等を誇大表示の対象となった健康食品の販売に導く誇大広告と認められる書籍を共同で出版した出版社及び健康食品販売業者に対し、健康食品販売業者の連絡先表示を削除する等、一般消費者が当該連絡先を把握することができないような措置等を採用すべき旨の行政指導を行ったところです。

健康食品販売業者が一般消費者等に対して、食品を摂取することにより重篤疾病が自己治癒できる旨を誇大に広告することは、健康増進法、薬事法等関係法令に基づき禁止されているところですが、本指導事案においてなされたように、出版社及び健康食品販売業者等が共同して当該健康食品販売業者の連絡先等を記載した誇大な内容の書籍を出版し、広告ではないかのような体裁を装うことで規制の対象となることを回避しようとする行為は、国民保健の向上を図るために広告規制を行う健康増進法の趣旨に反し、悪質なものです。また、こうした広告が十分な取締りがなされることなく放置された場合、これを信じた国民が適切な診療機会を失うなどのおそれが生じるところです。

なお、誇大表示がなされた書籍を自らの販売促進を図るために出版させるのみならず、当該書籍を一般消費者に閲覧させながら食品を販売することや、一般消費者が食品購入を検討する際の参考資料等として送付すること等についても、同法第32条の2に違反することとなります。

貴職におかれましても、今般の措置について御理解いただき、これら書籍の体裁を装った誇大広告に過信して適切な健康管理を失うことがなきよう住民に御周知頂くなど、同法の趣旨に沿った運用に引き続き努められますよう、よろしく願いいたします。